

不在者投票実施の利害得失

林雍昇

いかなる有権者も、居住地が異なるからという理由のみで投票の権利を奪われたり、放棄させられたりすべきでない。公民それぞれの参政権を行使する機会を保障するのが、民主国家に課せられた責任とも言える。江宜樺・内政部長は今年2月3日、有権者の参政権行使を保障するため、内政部で「不在者投票」について検討を重ね、法律が規定する内容を「戸籍地から勤務地へ」改正することで、投票方式を変更すると述べた。これにより、仕事や学業のために戸籍地へ帰れない有権者も、別の市町村での投票を申請することが可能になり、公民に対する平等参政権の保障は前進したかのようだ。

不在者投票制度を実施する主な利点は2つある。一つは、憲法上から公民の選挙権保障を考えると、民主国家が不在者投票あるいは欠席投票制度を確立させることは、政府の有権者に対する一種の基本サービスともいえる。それにより、有権者は神聖なる投票の権利を履行することが出来るのだ。簡単にいうと、「中華民國憲法」第17条には、人民に対し、選挙投票の権利を賦与すると規定されているし、「公職人員(公務員)選挙罷免法」第17条第一項には「選挙人は、他に定めのあるときを除き、戸籍地の投票所において投票するものとする」と規定されている。実質、不在者投票制度の実施は憲法と法律による正当性の基礎を有している。

次に、不在者投票制度はまさに選挙民が投票権を行使するのに「簡便」である。このため、学术界

では「方便投票」や「便利投票」などと呼ばれることもある。その目的は、国民の関心と政治参加の意識を向上させるとともに、有権者の投票率を上昇させる有効な方法を実施することで、選挙によって選ばれる国政および地方自治体の長あるいは民意代表に民意の基礎を賦与することにもなる。これら2つの点から考えると、不在者投票制度の実施には原則として賛成することができる。

しかしながら、10月30日、内政部が「総統副総統選挙罷免法」改正会議を招集した際、各部会で検討された不在者投票に関する条文を討議して通過させた法改正草案では、国内の一般選挙民が自治体を跨いで投票する「移転投票」、矯正機関(刑務所など)の収容者に採用される「指定投票所投票」すなわち矯正機関内部での投票、選挙関連業務に携わる人が投票できる「業務地投票」等、三大制度を含んだものとなっている。さらに、不在者投票の実施は国内に限られており、海外に居住する台湾企業家や華僑には適用されないものとなった。しかし問題は、内政部が選挙民の選挙権と国民参政権を確実に保障すべきでありながら、現在の不在者投票制度計画では、わずかに総統副総統選挙に限られているとういことだ。特に、ここ最近数回の選挙の敗北によって馬総統の支持率は低迷し続けているためか、国民に対し形ばかりの不公平な制度計画を立てている印象さえ受ける。

また、「一票の価値」の概念に基づき、一部の選

挙民が参政権を行使するため、より多くの代価を払わせるべきでない。それが平等な参政権の保障に繋がるのだ。すなわち、不在者投票の実施は総統副総統選挙に限られるべきではなく、あらゆる中央および地方選挙にも採用されるべきものである。こうした前提のもと、現在、民衆の選挙権を大きく侵害しているのが立法委員選挙における「一票の価値」の重大な不平等だ。現行の選挙区による立法委員の定数と選挙区割りによれば、馬祖ではわずか9千人の人口で立法委員の1議席を選出することになっている。その反面、宜蘭県や新竹県では、40万人以上の人口を有しているにもかかわらず、こちらも立法委員の議席は一つだけである。この状況から導かれるのは、馬祖の有権者が持つ一票の価値が、新竹県や宜蘭県の有権者の50倍の価値があることを意味しており、選挙権を実質的に侵害していることにほかならない。さらに、原住民や女性の議席数を保障する規定もあるが、これらが「一票の価値」の概念に基づくものであるならば、あらゆる現行の選挙制度での不在者投票制度を全面的に検討すべきであり、総統副総統選挙に限って実施するべきではない。さもなくば、欠陥不良設計の制度を国民に押し付けることにもなる。

さらに、選挙機関の中立性は、まだ完全に社会各界の普遍的な信任を獲得できていないわけではない。特に、通信投票などは人々の懐疑心をかき立て、当局の利益の道具に使われるのではないかとの疑いを持たれやすいだろう。加えて、台湾の社会は選挙結果をかなり重視するため、もし選挙機関が制度設計不良や業務過程によって、選挙

結果にいささかなりとも誤りを起こしたとなれば、社会に重篤な影響をもたらす可能性さえある。こうした状況も、これまで不在者投票が行われてこなかった主な原因の一つでもある。もし政府があらゆる選挙に不在者投票を採用せず、軽率に実施していくのであれば、台湾の民衆が作り上げた選挙結果への信頼を損なうものであり、ひいては台湾が長い間かけて建立した民主体制に対して重大な損害を与えるものとなるだろう。

単純に言えば、不在者投票制度の実施は本質的に憲法と法律の正当性の基礎を有している。ただ、不在者投票制度が実施されてこなかったからと言って、そのことが台湾の法制度を損壊したり、国民の選挙権や公民参政権を甚だしく侵害してきたとは決して言えないだろう。内政部は有権者の選挙権と国民の参政権を確実に保障しようとするのであれば、選挙制度改革における優先順位を誤るべきではない。特に、馬政権の支持率が落ちている現在、何か腹心を持って不在者投票制度を実施しようとするのであれば、それは片手落ちの結果となることを肝に銘じるべきである。B